

# 居宅介護支援重要事項説明書

令和6年4月1日現在

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 058-213-0358 (月～金曜日8:30～17:15)  
担当者 小川 好美

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. もとす医師会もとす居宅介護支援事業部の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	もとす医師会 もとす居宅介護支援事業部
所在地	岐阜県本巣郡北方町北方3219番地の25
介護保険指定番号	2170700385
サービスを提供する地域※	本巣郡北方町、瑞穂市、本巣市（佐原トンネルより北を除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者・介護支援専門員 3名  
事務職員 1名

### (3) 営業日および営業時間

月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分

土曜日、日曜日、祝祭日、および12月29日から1月3日は原則休業日

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ

付属別紙1「サービス提供の標準的なながれ」参照

付属別紙2「要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合」参照

#### 4. 担当介護支援専門員

氏 名	連絡先電話番号
	平日昼間 058-213-0358 夜間休日

事業者は、事業所内の事情により担当者を交替させる場合は、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて通知します。

#### 5. 利用料金

##### (1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて、下記の単位数に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

（居宅介護支援利用料）

居宅介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

（居宅サービス等の利用にむけて介護支援専門員が利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの利用につながらなかった場合も含む）

要介護1・2            1,086単位            要介護3・4・5            1,411単位

初回加算	300単位		
入院時情報連携加算	I		250単位
	II		200単位
退院・退所加算		カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
	連携1回	450単位	600単位
	連携2回	600単位	750単位
	連携3回	×	900単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位		
ターミナルケアマネジメント加算	400単位		
通院時情報連携加算	50単位		

##### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費として実施地域を超えた時点から1kmにつき15円いただきます。

##### (3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

##### (4) その他

記録のコピー等をご要望の際は、コピー用紙1枚につき30円お支払いください。

## 6. サービス事業所の選定について

利用者は、複数のサービス事業所を紹介するよう求めることができます。

## 7. サービス内容に関する苦情

### (1) 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

電話番号：058-213-0358

担当者：責任者 若園 明裕

窓口 小川 好美

(受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

### (2) その他の窓口

公的機関窓口

もとす広域連合 介護保険課 電話番号：058-320-2220

岐阜県国民健康保険団体連合会 電話番号：058-275-9826

## 8. 秘密の保持

- ①当事業所は、業務上知り得た利用者とその家族の秘密を厳守いたします。
- ②当事業所は、介護支援専門員、その他従業者であった者から、業務上知り得た利用者とその家族の秘密がサービス終了後も漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③当事業所は、サービス担当者会議等に置きまして、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者またはその家族からの同意をいただきます。

## 9. 事故発生時の対応等

当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所が利用者に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 当法人の概要

名称	一般社団法人 もとす医師会
設立	昭和22年11月
所在地	岐阜県本巣郡北方町北方1633番地
代表者名	会長 若園 明裕
電話番号	058-324-0364
事業内容	居宅介護支援事業／訪問看護事業／訪問介護事業／ もとす在宅医療介護連携センター

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県本巣郡北方町北方3219番地の25  
事業者名 一般社団法人もとす医師会 もとす居宅介護支援事業部  
説明者 介護支援専門員 \_\_\_\_\_

- ① 私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、理解しました。
- ② サービス担当者会議および医療機関、介護施設の入退院、入退所の際、利用者および家族の個人情報を用いることを承諾します。

利用者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

署名代行者

本人との関係 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

家族

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_